

保険医療機関の指定並びに保険医の登録に関する省令関係

■ 保険医療機関の指定について

当院は保険医療機関の指定を受けています。

各種保険取扱い

保険医療機関 労災保険指定医療機関 生活保護法指定医療機関
被爆者一般疾病指定医療機関 救急告示医療機関

療養担当規則等に基づき厚生労働省が定める掲示事項

■ 入院基本料に関する事項

3階病棟では、1日に15人以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

日勤（8：30～16：30） 看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。
準夜勤（16：30～0：30） 看護職員1人当たりの受け持ち数は17人以内です。
深夜勤（0：30～8：30） 看護職員1人当たりの受け持ち数は17人以内です。

4階病棟では、1日に17人以上の看護要員（看護職員12人以上、看護補助者5人以上）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

日勤（8：30～16：30） 看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
準夜勤（16：30～0：30） 看護職員1人当たりの受け持ち数は17人以内です。
深夜勤（0：30～8：30） 看護職員1人当たりの受け持ち数は17人以内です。

5階病棟では、1日に12人以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

日勤（8：30～16：30） 看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
準夜勤（16：30～0：30） 看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内です。
深夜勤（0：30～8：30） 看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内です。